

首都直下地震緊急対策推進基本計画の変更の概要

資料8【公表】

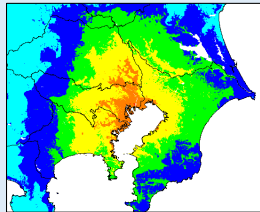
令和8年6月12日
閣議決定

- **首都直下地震緊急対策推進基本計画**（以下、「基本計画」。）は、首都直下地震対策特別措置法に基づき、首都直下地震に係る地震防災上緊急に講ずべき対策の推進に関する方針・施策等を定める計画。
- 平成27年3月の基本計画の策定から約10年が経過することから、中央防災会議の**首都直下地震対策検討ワーキンググループ**において、被害想定の見直し、新たな防災対策の検討を実施。同ワーキンググループ報告書（令和7年12月19日公表。以下、「WG報告書」。）を踏まえ、基本計画を変更。（令和8年6月12日閣議決定）

基本計画変更の前提となる新たな被害想定（都心南部直下地震の場合）

新たな被害想定

想定震度分布
（都心南部直下地震（M7.3））



- 東京圏は、人口・建物数が極めて膨大。
〔人口：約3,690万人、建物棟数：約965万棟〕
- 死者数と全壊・焼失棟数の約7割は、火災によるもの。

	全体	揺れ等による被害	火災による被害
【人的被害】死者	約1.8万人	約0.6万人	約1.2万人
【建物被害】全壊・焼失	約40万棟	約13万棟	約27万棟
避難者：約480万人、避難所の食料不足（7日間）：約1,300万食 帰宅困難者：約840万人	※災害関連死者：約1.6万～4.1万人		

被害の特徴

首都中枢機関
への影響



巨大過密都市を
襲う被害

首都直下地震について

- 首都直下地震は東京圏及びその周辺地域で発生する大規模な地震。
- M7クラスの地震はいつでも発生してもおかしくなく、地震の発生が切迫していると考えて**防災対策を行う必要がある**。
- 被害想定の対象とする地震は、発生可能性や首都中枢機能への影響を考慮し、被害が甚大となる「**都心南部直下地震**」を選定。

<WG報告書より>

基本計画変更のポイント

機能目標（※）

※首都中枢機能、ライフライン、インフラが
発災直後においても最低限果たすべき目標

- **首都中枢機関**（政治中枢・行政中枢・経済中枢）が実施すべき**非常時優先業務の継続に係る目標を充実**
- **ライフライン・インフラの復旧等に係る目標を充実**

追加目標例：首都中枢機関の重要設備を有する建物の非常用発電設備への燃料供給を絶やさない。

新たな今後10年の減災目標

想定される死者数 **約1万8千人から半減以上**
想定される建築物の全壊・焼失棟数 **約40万棟から半減以上**

上記に加え、災害関連死や経済的被害を最大限減らすことを目指す。

具体目標

- 「**首都直下地震緊急対策区域**」を対象とした**具体目標を充実**
⇒ 具体目標の数：47個 → **189個に拡充**
- **国土強靱化実施中期計画等を踏まえた具体目標を設定**
（このほか、WG報告書等を踏まえた具体目標※を設定）
※災害に備えた食料品を3日以上備蓄している家庭の割合、感震ブレーカーの設置率 等

新たな目標

基本的方針

その他

防災意識の醸成と社会全体での体制構築	首都中枢機能の維持	膨大な人的・物的被害への対応強化			迅速な復興・より良い復興への備え
		予防による被害軽減	災害対応力の強化	災害対応ニーズの抑制と役割の分担	
各個人の防災対策の啓発活動 ○ 国民の防災意識の向上 企業活動等の維持・早期回復のための備え ○ 事業継続の取組の推進 総合的な防災力の向上に資する多様な連携 ○ 消防団の充実・強化 ○ 避難行動要支援者の避難支援等対策の推進 ○ 企業等との協力関係の構築 ○ ボランティア活動の実施に向けた環境整備 防災DXの加速化 ○ 防災分野におけるデジタル技術等の活用の推進	首都中枢機能の維持 ○ [行政]執行体制及び執務環境の確保 ※東京圏において首都中枢機能の維持が困難な事態も想定し、代替拠点を検討。詳細は政府業務継続計画において定める。 ○ [金融]金融決済機能の継続性の確保 ○ [企業]企業の本社系機能の確保 ※企業等のBCPにおける代替拠点の検討促進。 ライフライン・情報通信インフラ維持 ○ 発電・送電システムの耐震化等 ○ 燃料の供給体制の確保 ○ 通信機能の確保 緊急輸送に係る機能維持 ○ 鉄道の機能維持に向けた対策 ○ 効果的な道路啓開に係る関係機関の連携の強化等	建築物・施設の耐震化等 ○ 住宅等の耐震化 火災対策 ○ 電気に起因する出火の防止 ○ 密集市街地の整備 ライフライン・インフラの強靱化等 ○ 上下水道施設の耐震化等 ○ 道路の機能維持・強化に向けた対策 ○ 港湾・空港の機能維持に向けた対策 新たなライフスタイル定着による被害軽減 ○ 二地域居住・テレワークの推進	防災関係機関相互の連携による災害応急体制の整備 ○ 緊急消防援助隊等の充実 ○ TEC-FORCE活動の強化 ○ 首都直下地震における応急対策職員派遣制度アクションプランの策定等 ○ 地方公共団体の受援体制の確保 的確な情報収集・発信 ○ 適時的確な情報の発信 ○ 外国人等への情報発信の実施 災害時の医療・保健・福祉機能 ○ DMATやDPAT等の充実 物資調達・輸送 ○ 備蓄の充実、物資情報管理の整備 避難生活環境の向上 ○ 避難生活環境の整備等	在宅避難の促進 ○ 在宅避難の必要性の普及啓発 ○ マンション防災 広域的避難への対応 ○ 広域的避難の推進 膨大な数の帰宅困難者等への対応 ○ 一斉帰宅抑制の普及啓発 ○ 一時滞在施設の確保 ○ 徒歩帰宅への支援	災害廃棄物処理対策 ○ 一般廃棄物・災害廃棄物対策 地籍調査の加速化 ○ 地籍調査の推進 事前復興計画等の推進 ○ 事前復興に向けた取組の充実

- 国は、各分野の専門家の意見を聞きながら、減災目標を達成するために必要な施策の**具体目標又は定性的な目標の進捗の把握や課題の共有等のフォローアップを毎年実施**。

首都直下地震緊急対策推進基本計画の変更 (令和8年6月12日 閣議決定) 説明資料

内閣府政策統括官（防災担当）

首都直下地震対策特別措置法に基づく地震防災対策の体系

○ 首都直下地震緊急対策区域の指定があった場合、政府は首都直下地震緊急対策推進基本計画を作成するとともに、地方公共団体は、首都直下地震防災に係る各種計画を作成。

国

首都直下地震緊急対策推進基本計画

(※閣議決定)

- ① 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項
- ② 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な方針

- ③ 首都直下地震が発生した場合の首都中枢機能の維持に関する事項
- ④ 首都中枢機能維持基盤整備等地区の指定及び基盤整備等計画の認定に関する基本的な事項
- ⑤ 地方緊急対策実施計画の基本となるべき事項
- ⑥ 特定緊急対策事業推進計画の認定に関する基本的な事項
- ⑦ 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進に関し政府が講ずべき措置
- ⑧ その他(計画の効果的な推進等)

内閣総理大臣指定

1都9県
309市区町村
(H26.3指定)

行政中枢機能の維持に係る緊急対策実施計画 (政府業務継続計画)

(※閣議決定)

中央省庁は政府業務継続計画に基づき省庁業務継続計画を策定

具体的な応急対策活動に関する計画

(※中央防災会議幹事会決定)

首都直下地震緊急対策区域の指定

地方公共団体

地方緊急対策実施計画

<作成主体>
緊急対策区域内の都県知事

関係事業者の同意や、区域内の市町村の長の意見聴取が必要

- ・区域・目標・計画期間・必要な対策を記載
- ・必要な対策は、集客施設の安全確保、建築物の耐震化等の地震防災対策のほか、被災者の救助の実施、滞在者等に対する支援等の災害応急対策、住民等の協働の推進等について幅広く記載

<ハード整備等の事業に関するもの>

特定緊急対策事業推進計画

<作成主体>
緊急対策区域内の地方公共団体

特定緊急対策事業推進計画の認定に関する基本的な事項

首都中枢機能維持基盤整備等計画

<作成主体>
基盤整備等地区内の地方公共団体

首都中枢機能維持基盤整備等地区の指定及び基盤整備等計画の認定に関する基本的な事項

等指定
地区の
基盤整備
機能維持
首都中枢

千代田区、中央区、
港区、新宿区
(H26.3指定)

首都直下地震の新たな被害想定について

- 減災目標を定めた首都直下地震緊急対策推進基本計画の策定（平成27年3月）から約10年が経過することから、令和5年12月に中央防災会議防災対策実行会議の下、**首都直下地震対策検討ワーキンググループ**を設置し、防災対策の進捗状況等を踏まえ、**被害想定の見直し、新たな防災対策の検討を実施**。（令和7年12月19日報告書公表）
- 同ワーキンググループ報告書を踏まえ、首都直下地震緊急対策推進基本計画を変更。（令和8年6月12日閣議決定）

○ 首都直下地震対策検討ワーキンググループ報告書における新たな被害想定（都心南部直下地震の場合）

新たな被害想定

- 東京圏は、**人口・建物数が極めて膨大**。（人口：約3,690万人
建物棟数：約965万棟）
- 死者数と全壊・焼失棟数の**約7割は、火災によるもの**。

<新たな被害想定（最大値）>

※下記の被害量は、一定の条件下の試算であることに留意。

	H25被害想定	R7被害想定
死者数	約2.3万人 (冬・夕方、風速8m/s)	約1.8万人 (冬・夕方、風速8m/s)
全壊・焼失棟数	約61万棟 (冬・夕方、風速8m/s)	約40万棟 (冬・夕方、風速8m/s)
電力（停電軒数）	約1,200万軒	約1,600万軒
避難者数	約720万人	約480万人
避難所の食糧不足（7日間）	約3,400万食	約1,300万食
経済的被害	約95兆円	約83兆円

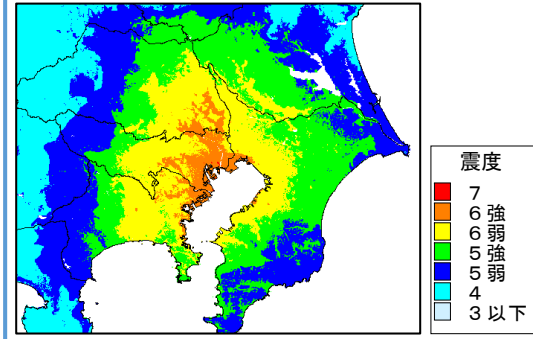
* 帰宅困難者：約840万人

* 災害関連死者：最大約1.6万人～4.1万人*

（※過去災害を基に推計しており、上記死者数に含まれない）

想定震度分布

※都心南部直下地震 (M7.3)



首都直下地震について

- 首都直下地震は東京圏及びその周辺地域で発生する大規模な地震。
- M7クラスの地震はいつでもどこでも発生してもおかしくなく、地震の発生が切迫していると考えて**防災対策を行う必要**。
- 被害想定の対象とする地震は、発生可能性や首都中枢機能への影響を考慮し、被害が甚大となる「**都心南部直下地震**」を選定。

首都直下地震による被害の特徴

首都中枢機能への影響

<政府機関（中央省庁）>

- ・ 庁舎が大きく損壊するおそれは小さいが、**業務再開に一定の制約**が発生する可能性

<経済中枢機能（企業の本社系機能）>

- ・ ライフライン（特に電力・通信）、データセンター等の被災により、機能が停滞・低下

巨大過密都市を襲う被害

- ・ 電力供給の不安定化 → 他のライフライン等の停止
- ・ 通信停止等 → 情報入手困難、キャッシュレス決済停止
- ・ 情報発信の遅れ等 → SNS等によるデマ・流言の拡散
- ・ 流通・物流機能低下 → 物資不足
- ・ 膨大な数の被災者の発生、被災者の多様化* → 避難所不足、災害関連死リスク
（※高齢者、子ども、外国人、マンション住民等）
- ・ 企業活動停滞 → 国民生活への影響、サプライチェーンを通じ国内外に影響 2

首都直下地震緊急対策推進基本計画の構成

- 首都直下地震緊急対策推進基本計画は、首都直下地震対策特別措置法に基づき、首都直下地震に係る地震防災上緊急に講ずべき対策の推進に関する方針・施策等を定める計画。
- 平成27年3月の基本計画の策定から約10年が経過することから、中央防災会議の首都直下地震対策検討ワーキンググループ（令和7年12月19日報告書公表）を踏まえ変更するもの。

※赤字：今回の見直しで追加・変更となった目次立て

1. 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項

(1) 首都直下地震対策の対象とする地震

- ・ 地震対策：切迫性の高いM7クラスの地震
- ・ 津波対策：延宝房総沖地震タイプの地震、大正関東地震タイプの地震

(2) 緊急対策の円滑かつ迅速な推進の意義

- (首都中枢機能) ①業務継続体制の構築、②ライフライン・インフラの機能の維持 (巨大過密都市を襲う被害)

①予防による被害軽減、②災害対応力の強化、③災害対応ニーズの大幅な抑制と役割の分担 の重点化

2. 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な方針

(1) 防災意識の醸成と社会全体での防災体制の構築

(4) 迅速な復興・より良い復興への備え

(2) 首都中枢機能の確保

(5) 地方公共団体への支援等

(3) 膨大な人的・物的被害への対応強化

3. 首都直下地震が発生した場合における首都中枢機能の維持に関する事項

(1) 首都中枢機能の維持を図るための施策に関する基本的な事項

- ✓ 首都中枢機能及び首都中枢機関、首都中枢機関の機能目標、首都中枢機関が講ずべき施策

(2) 首都中枢機能の全部又は一部を維持することが困難となった場合における当該中枢機能の一時的な代替に関する基本的な事項

- ✓ 行政中枢機能、経済中枢機能の維持のための一時的な代替に関する事項等

(3) ライフライン及び情報通信インフラの機能の維持に係る施策に関する基本的な事項

- ✓ ライフライン及び情報通信インフラの機能目標、機能目標を果たすための対策

(4) 緊急輸送を確保するなどのために必要な道路、鉄道、港湾、空港等の機能の維持に係る施策に関する基本的な事項

- ✓ 交通インフラの機能目標、機能目標を果たすための対策

(5) その他

4. 首都中枢機能維持基盤整備等地区の指定及び基盤整備等計画の認定に関する基本的な事項

- 首都中枢機能維持基盤整備等地区指定の考え方
- 地方公共団体が作成する基盤整備等計画の認定基準

5. 地方緊急対策実施計画の基本となるべき事項

- 都県知事が作成する地方緊急対策実施計画に記載すべき首都直下地震対策等

6. 特定緊急対策事業推進計画の認定に関する基本的な事項

- 地方公共団体が作成する特定緊急対策事業推進計画の認定基準

7. 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進に関し政府が講ずべき措置

(1) 防災意識の醸成と社会全体での防災体制の構築

- ✓ 各個人の防災対策の啓発活動、企業活動等の維持・早期回復のための備え、総合的な防災力の向上に資する多様な連携、防災DXの加速化

(2) 首都中枢機能の継続性の確保

(3) 膨大な人的・物的被害への対応強化

- ✓ 予防による被害軽減、災害対応力の強化、災害対応ニーズの大幅な抑制と役割の分担

(4) 迅速な復興・より良い復興への備え

- ✓ 災害廃棄物処理対策、一時的な住まいの確保、被災者の生活再建、事前復興計画等の推進、地籍調査の加速化、各種用地の事前確保の促進、生業の再建

8. その他

- 計画の効果的な推進、災害対策基本法に規定する防災計画との関係

○ 新たな目標の設定

【①新たな今後10年の減災目標の設定】（第7章）

前回 ・死者数 : 約2万3千人 から **おおむね半減**
 ・全壊棟数 : 約61万棟 から **おおむね半減**

変更後 ・死者数 : 約1万8千人 から **半減以上**
 ・全壊棟数 : 約40万棟 から **半減以上**
 ※上記に加え、災害関連死や経済的被害を最大限減らすことを目指す

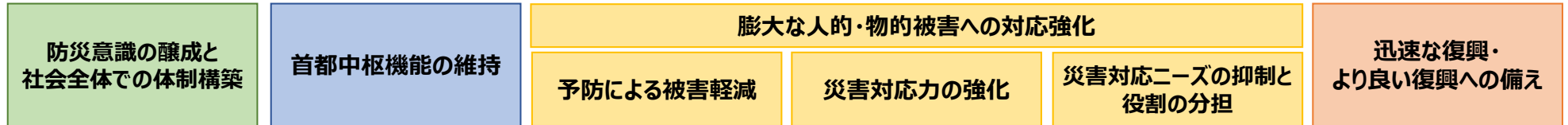
【②具体目標（指標）の充実化】（第3章・第7章）（※【前回】47個 → 【変更後】189個）

- ・「首都直下地震緊急対策区域」を対象とした具体目標を充実
- ・国土強靱化実施中期計画等を踏まえた具体目標を設定

（このほか、首都直下地震対策検討ワーキンググループ報告書（R7.12）等を踏まえた具体目標※を設定）

※災害に備えた食料品を3日以上備蓄している家庭の割合、感震ブレーカーの設置率、防災備蓄資機材の確保を行っているマンションの割合 等

<緊急に実施すべき主な対策>



上記①②に加え、以下の機能目標（※）を充実（第3章） ※首都中枢機能、ライフライン、インフラが発災直後においても最低限果たすべき目標

- 首都中枢機関（政治中枢・行政中枢・経済中枢）が実施すべき非常時優先業務の継続に係る目標
- ライフライン・インフラの復旧等に係る目標
例：首都中枢機関の重要設備を有する建物の非常用発電設備への燃料供給を絶やさない。

○ 計画の効果的な推進について

- 国は、各分野の専門家の意見を聞きながら、減災目標を達成するために必要な**施策の具体目標又は定性的な目標の進捗の把握や課題の共有等のフォローアップ**を毎年実施。
- 関係都県による**地方緊急対策実施計画の作成**のほか、**緊急対策区域の市町村、指定行政機関、指定公共機関等においても、基本計画の趣旨を踏まえ、必要に応じ、地域防災計画等を見直す。**

○ 基本的方針（第2章）の変更のポイント

○ 防災意識の醸成と社会全体での防災体制の構築

- 「行政が守る者、国民が守られる者」という考え方から「国民、企業等、地域、行政が共に災害に立ち向かう」という考え方へ転換し、防災意識の醸成（「自分ごと」化）と社会全体での体制構築に取り組むことを明記。
- 「防災DX」を加速化。

○ 首都中枢機能の確保

- 首都中枢機関はBCPの作成のみならず、BCPの実効性向上が求められることを明記。
- 政府による情報発信を強化する旨を明記。
- 東京圏において首都中枢機能の維持が困難となる最悪の事態も想定した、一時的な代替拠点の検討を明記。
- ライフライン・インフラの耐震化・早期復旧だけでなく、「冗長性・代替性の確保」に取り組むことを明記。

○ 膨大な人的・物的被害への対応強化

- 「予防による被害軽減」、「災害対応力の強化」、「災害対応ニーズの抑止と役割の分担」の3つの柱で対策を推進。
- 「場所（避難所）の支援」から「人（避難者等）への支援」へ考え方を転換する必要がある旨を明記し、「スフィア基準」を考慮した避難所等の生活環境向上の推進を明記。
- 「在宅避難」、「広域的避難」、「フェーズフリー」といった要素を強調・追加。

○ 迅速な復興・より良い復興への備え

- 新しく項立てし、早期の生活再建に向けた体制構築、復興事前準備の必要性について記載。

緊急に実施すべき主な対策①

①防災意識の醸成・社会全体での体制構築

各個人の防災対策の啓発活動

○国民の防災意識の向上

【具体目標】

- ・家具の固定率
＜全国＞ 38%【R 7】 → 100%【R 17】
- ・災害に備えた食料品を3日以上備蓄している家庭の割合
＜全国＞ 60%【R 7】 → 100%【R 17】



企業活動等の維持・早期回復のための備え

○事業継続の取組の推進

【具体目標】

- ・企業のBCPの策定完了率 ＜全国＞
(大企業) 75.8%【R 7】 → 100%【R 17】
(中堅企業) 54.8%【R 7】 → 80%【R 17】

防災DXの加速化

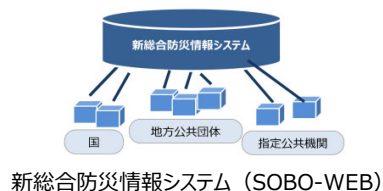
○防災分野におけるデジタル技術等の活用の推進

【具体目標】

- ・地方公共団体等における新総合防災情報システム (SOBO-WEB) の利用率
＜全国(省庁・地方公共団体・指定公共機関)＞
0%※【R 5】 → 100%【R 12】

※新総合防災情報システム (SOBO-WEB) は、令和6年4月より運用開始。

- ・ドローンや衛星等の新技術の活用を促進。



総合的な防災力の向上に資する多様な連携

○消防団の充実・強化

【具体目標】

- ・全消防団のうち、十分な救助用資機材 (油圧切断機、エンジンカッター、電動カッター、チェーンソー及びジャッキ) を備え、救助活動等を行うことができる消防団の割合
＜緊急対策区域 (市町村) ＞ 83.5%【R 6】 → 100%【R 12】

○避難行動要支援者の避難支援等対策の推進

【具体目標】

- ・地方公共団体における「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」 (令和7年6月内閣府 (防災担当)) 等の認知率
＜全国＞ —※【R 3】 → 100%【R 12】

※新規目標につき、初期値を把握できていない。

○企業等との協力関係の構築

【具体目標】

- ・温かい食事の提供のために、事業者や事業者団体等との協定を締結した割合
＜緊急対策区域 (市町村) ＞
—※【R 7】 → 100%【R 17】

※新規目標につき、初期値を把握できていない。



キッチンカー

○ボランティア活動の実施に向けた環境整備

【具体目標】

- ・地域ボランティア人材育成研修等の開催完了率
＜緊急対策区域 (市町村) ＞ 2%【R 7】 → 100%【R 17】

緊急に実施すべき主な対策②

② 首都中枢機能の維持

首都中枢機能の維持

○ 【行政】 執行体制及び執務環境の確保

【具体目標】

- ・ 各府省等の業務継続計画の見直しの実施率
＜各府省等＞ 0%※¹【R 7】 → 100%【R 10】
- ・ 非常用発電の燃料が不足する事態等に備えた燃料油を使用しない電源の確保率
＜各府省等＞ —※²【R 7】 → 100%【R 12】

- ※ 1 今後変更される政府業務継続計画・中央省庁業務継続ガイドラインを踏まえ見直す。
- ※ 2 新規目標につき、初期値を把握できていない。



燃料油を使用しない電源の例（バッテリー）

- ・ 東京圏において首都中枢機能の維持が困難となる最悪の事態も想定し、代替拠点を検討。詳細は政府業務継続計画において定める。

○ 【金融】 金融決済機能の継続性の確保

【具体目標】

- ・ 銀行業界における横断的訓練の実施割合
＜全国＞ 100%【R 6】 → 100%【毎年度】

○ 【企業】 企業の本社系機能の確保

- ・ BCPの作成とBCMを通じたBCPの見直し等を継続的に実施。
- ・ 東京圏において中枢機能の維持が困難となる場合も想定して、企業等のBCPにおける代替拠点の検討を促進。

※ライフライン・インフラに係る施策は「③ 予防による被害軽減」にも記載

ライフライン・情報通信インフラの機能の維持 （電力、ガス、上下水道、放送、通信）

○ 発電・送電システムの耐震化等

【具体目標】

- ・ 広域連系系統のマスタープラン※¹を踏まえた送電網（増強運用容量：875万kW（広域系統整備計画策定時点））の整備完了率※²
＜全国＞ 0%【R 7】 → 100%【R 12】

- ※ 1 「広域系統長期方針（広域連系系統のマスタープラン）」（令和5年3月電力広域的運営推進機関）
- ※ 2 第1次国土強靱化実施中期計画策定（令和7年6月）時点で広域系統整備計画を策定済みのものが対象。

○ 燃料の供給体制の確保

- ・ 事業者に対しBCPの見直しや災害時石油供給連携計画の訓練の継続及び計画の見直しを促進。

○ 通信機能の確保

【具体目標】

- ・ 災害対策本部の周辺等、強靱化が求められる基地局における整備完了率
＜緊急対策区域（都県）＞ —※【R 6】 → 100%【R 16】

※新規目標につき、初期値を把握できていない。

緊急輸送を確保するなどのために必要なインフラの機能維持（道路、鉄道、港湾、空港）

○ 鉄道の機能維持に向けた対策

【具体目標】

- ・ 主要鉄道路線等の駅、高架橋等の耐震化率
＜緊急対策区域（約10,000か所）＞
0%※【R 6】 → 42%【R 12】

※令和6年度時点で補強が必要と判断された高架橋等が対象。



国土交通省より提供
鉄道施設（高架橋）の耐震補強

○ 効果的な道路啓開に係る関係機関の連携の強化等

【具体目標】

- ・ 道路法に基づく道路啓開計画に位置付けられた道路啓開訓練実施率
＜緊急対策区域（2ブロック）＞ 0%※【R 6】 → 100%【R 8】

※令和7年4月の改正道路法に基づく道路啓開計画に位置付けられた訓練が対象。

緊急に実施すべき主な対策③

③ 予防による被害軽減

建築物・施設の耐震化等

○ 住宅等の耐震化

【具体目標】

- ・ 居住世帯のある住宅のストック総数のうち、大規模地震時に倒壊等しないよう耐震性が確保されているものの割合（住宅の耐震化率）
＜緊急対策区域（市町村（15,000人未満を除く。））＞
92%【R 5】 → 耐震性が不十分なものをおおむね解消【R 17】※
※耐震化は所有者の判断で行われるものであり、100%に近い状態を目指す目標を設定

火災対策

○ 電気に起因する出火の防止

【具体目標】

- ・ 感震ブレーカーの設置率
＜緊急対策区域（都県）＞
20%【R 6】 → おおむね設置【R 17】



○ 密集市街地の整備

【具体目標】

- ・ 著しく危険な密集市街地の面積の解消率
＜緊急対策区域（市町村）＞
84%【R 6】 → 100%【R 12】



ライフライン・インフラの強靱化等

※ライフライン・インフラに係る施策は「②首都中枢機能の維持」にも記載

○ 上下水道施設の耐震化等

【具体目標】

- ・ 水道の急所施設である導水管・送水管の耐震化完了率
＜緊急対策区域（都県）＞
48%【R 5】 → 62%【R 12】
- ・ 下水道の急所施設である下水道管路の耐震化完了率
＜緊急対策区域（都県）＞
71%【R 5】 → 81%【R 12】



水道管路の耐震化

○ 道路の機能維持・強化に向けた対策

【具体目標】

- ・ 緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率
＜緊急対策区域（市町村）＞
84%【R 5】 → 90%【R 12】
- ・ 電柱倒壊のリスクがある市街地等の第一次緊急輸送道路における無電柱化整備完了率
＜緊急対策区域（市町村）＞
68%【R 5】 → 82%【R 12】



電柱の倒壊事例

○ 港湾・空港の機能維持に向けた対策

- ・ 港湾施設の耐震化や老朽化対策等の取組を推進。
- ・ 滑走路の液状化対策を含め、空港運用のために機能確保が必要な基本施設等の耐震化、老朽化対策等の取組を推進。

新たなライフスタイル定着による被害軽減

○ 二地域居住・テレワークの推進

【具体目標】

- ・ 特定居住促進計画の策定数 <全国> 5件【R 6】 → 600件【R 11】

緊急に実施すべき主な対策④

④災害対応力の強化

防災関係機関相互の連携による災害応急体制の整備

○ 緊急消防援助隊等の充実

【具体目標】

- ・ 緊急消防援助隊のうち、特に整備が必要な車両・資機材を備えた緊急消防援助隊の割合
＜全国＞ 93%【R 7】 → 100%【R 12】



○ TEC-FORCE活動の強化

【具体目標】

- ・ TEC-FORCEによる被災状況把握等の高度化（DiMAPSをはじめとした情報集約ツールの開発等）への対応（訓練・研修・講習の受講）完了率
＜全国＞ 16%【R 5】 → 100%【R 12】

○ 首都直下地震における応急対策職員派遣制度アクションプランの策定等

○ 地方公共団体の受援体制の確保

【具体目標】

- ・ 地方公共団体の受援計画の策定率
＜緊急対策区域（市町村）＞ 84%【R 7】 → 100%【R 15】

的確な情報収集・発信

○ 適時的確な情報の発信

- ・ デマ等が発生している場合には、あらゆる媒体を活用して適時的確に情報発信。



○ 外国人等への情報発信の実施

災害時の医療・保健・福祉機能

○ DMATやDPAT等の充実

【具体目標】

- ・ 各災害拠点病院におけるDMAT保有率（基幹災害拠点病院2チーム以上又は地域災害拠点病院1チーム以上）
＜全国＞ 100%【R 6】 → 100%【毎年度】

物資調達・輸送

○ 備蓄の充実、物資情報管理の整備

【具体目標】

- ・ 地方公共団体における新物資システム（B-PLo）の操作訓練参加率
＜緊急対策区域（都県）＞ 0%※【R 6】 → 100%【R 12】

※新物資システム（B-PLo）は令和7年4月に運用開始。

避難生活環境の向上

○ 避難生活環境の整備等

【具体目標】

- ・ スフィア基準を満たす避難所を設置するために必要となるトイレ、ベッド等の災害用物資・資機材の備蓄を行っている市区町村の割合
＜全国＞ —※【R 6】 → 100%【R 12】

※新規目標につき、初期値を把握できていない。



災害用物資・資機材の例

緊急に実施すべき主な対策⑤

⑤ 災害対応ニーズの抑制と役割の分担

在宅避難の促進

○ 在宅避難の必要性の普及啓発

【具体目標】

- ・ 災害に備えた飲料水を3日以上備蓄している家庭の割合
 <全国> 70%【R7】 → 100%【R17】

○ マンション防災

【具体目標】

- ・ 年1回以上防災訓練を実施しているマンションの割合
 <緊急対策区域（マンション管理組合）>
 51%【R5】 → 100%【R15】
- ・ 地震時管制運転装置の設置率
 <緊急対策区域（都県）>
 48%【R6】 → 70%【R17】



マンションでの防災訓練の例

広域的避難への対応

○ 広域的避難の推進

【具体目標】

- ・ ホテル・旅館等を避難所として活用する際のマニュアルを作成している都県の割合
 <緊急対策区域（都県）> 30%【R6】 → 100%【R17】

膨大な数の帰宅困難者等への対応

○ 一斉帰宅抑制の普及啓発

○ 一時滞在施設の確保

○ 徒歩帰宅への支援

- ・ 帰宅経路状況に係る情報の徒歩帰宅者への提供等を推進。



一斉帰宅抑制に関する普及啓発

⑥ 迅速な復興・より良い復興への備え

災害廃棄物処理対策

○ 一般廃棄物・災害廃棄物対策

【具体目標】

- ・ 竣工・稼働後25年以上経過した施設のうち、緊急性が認められる一般廃棄物処理施設の整備・更新の完了率
 <全国> 17%【R5】 → 30.8%【R12】
- ・ 災害廃棄物処理計画策定率
 <緊急対策区域（市町村）>
 94%【R7】 → 100%【R12】



環境省より提供

令和6年能登半島地震で被災したごみ焼却施設

地籍調査の加速化

○ 地籍調査の推進

【具体目標】

- ・ 優先実施地域における地籍調査の完了率
 <緊急対策区域（都県）>
 66%【R6】 → 72%【R11】



公図

（明治期の地租改正に伴い作られた図面）

地籍調査



地籍図（境界が正確な地図）

国土交通省より提供

事前復興計画等の推進

○ 事前復興に向けた取組の充実

- ・ 「復旧・復興ハンドブック」の活用による事前復興の検討に関する周知。
- ・ 事前復興まちづくり計画策定を促進。



※出典：葛飾区都市計画マスタープラン（令和5年12月改訂）
 国土交通省より提供

大被害を想定した
 震災復興まちづくり方針図